

マイナンバーが必要になります

当金庫との取引において、税務署への届出書類などにお客様の個人番号・法人番号を記載する取引があります。お客様の個人番号・法人番号を、当金庫窓口あるいは渉外担当者にご提示願います。なお、お客様よりご提示いただいた個人番号・法人番号は、番号法などの法令に基づき厳正に取り扱いさせていただきます。

■個人番号・法人番号の呈示をお願いする主な取引

※当金庫とすでにお取引いただいているお客様にも、個人番号・法人番号の提示をお願いいたします。

個人のお客様／個人番号	法人のお客様／法人番号
<ul style="list-style-type: none">○非課税預金（マル優・マル特）○非課税預金（財形住宅・財形年金）○投資信託・国債などの公共債○国外送金・受取り○出資金（配当金が一定額以上の場合） など	<ul style="list-style-type: none">○定期預金・通知預金○定期積金○投資信託・国債などの公共債○国外送金・受取り○出資金 など

■個人番号を提示いただく場合は、個人番号確認と本人確認をさせていただきます。

○個人番号は、次の書類のいずれかで確認させていただきます。

① **個人番号カード**（平成28年1月1日以降、市役所などへ申請いただくと発行される顔写真・ICチップ付カードです）。

なお、個人番号カードを提示される場合は、次の本人確認書類は不要です。

② **通知カード**（市役所などから送付された、各人の個人番号が記載されている紙カードです）。

③ **個人番号記載の住民票**（記載事項証明書）（交付から6ヶ月以内のもの）

○本人確認書類（顔写真の付いていないものは2つ以上が必要です）

① **運転免許証**

② **パスポート**

③ **年金手帳**

④ **健康保険等の被保険者証** など

■法人番号を提示いただく場合は、次の書類を提示いただくことになります。

① **法人番号通知書**（交付から6ヶ月以内のもの）

② **法人番号通知書**（交付から6ヶ月以上経過している場合）＋**法人確認書類**

③ **法人番号印刷書類**（国税庁WEBサイトから印刷したもの）＋**法人確認書類**

※法人確認書類とは、登記事項証明書・税金の領収証書・納税証明書などです。

※法人番号印刷書類、法人確認書類は、提示日前6ヶ月以内のものをご用意ください。